傍 線 部 分 は 改 正 部 分

改

正

前

条及び する プッシュプル  $\mathcal{O}$ + でする 有 設 散条 有 次 機 備 防の 機溶 条に 溶 又止 剤溶の剤 は抑 型換 型換気装置を設けないことができれの蒸気の発散源を密閉する設備、おいて同じ。)に係る許可を受けないて同じ。)に係る許可を受けまして同じ。)に係る許可を受けました。 お 装 制事 る設備、局所排気装置及び可を受けるために同項に規
の発散を防止し、又は抑制
の発散を防止し、又は抑制 できる。

改

正

後

## 略

を有 送 気 該 する電 7 発 ス散 ク防ル 動 ファン付 有 抑 制 機 装置 ガ ス 用に き 呼 防係 吸用 毒 る マ有 保 ス機 護 ク 溶 具 又剤 をは 業 使 有 務 世用させること。 有機ガス用の防毒機 務に従事する労働者 機者

ガ 該前 ス用 号  $\mathcal{O}$ 負 人に  $\mathcal{O}$ 有 機 防 対 溶 毒 1 剤業務 機 能 配を有 送 気 *の* する電 7 部 ス (ク) 有機ガス用防毒マスク又は有いを請負人に請け負わせるときは、 動 ジファン 付 き 呼 吸 用 スク又は有 保 護具を使

する必 要 へがあ る旨 Iを周 知させること。

2

装

第 れ所溶あ該規六当 +十 五 定 該 剤 クー 八局 て、 年に  $\mathcal{O}$ 局 による当 -六月 条第 同 装 所の排 置 次 表 度 排 間、 を割り 五. 0 条 気 第一 該 項 下 装 前置  $\hat{O}$ 置 定 第 測 条の -六条第 第稼 を 項 定の結果 規 に Rの許可を受ける 管理区分に区分 にの結果の評価が に係る作業場に第一項の規定に稼働の特例) 行うとき げ る 項 制 のは、 御 風 定にに 表 るかった でいるかった でいるかった でいるかった でいるかった。 でいるからない。 でいるからない。 でいるからない。 でいるが、 でいなが、 でいなが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいなが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいなが、 でいなが、 速 未 土欄 置 めに、 満 なれ、当:  $\mathcal{O}$ 掲 制 を げる型 御 講同 八 じ項が該 八条 風 過 た規 条第 速 去 室式に応じてそに規定する有機に規定する有機 稼働させる 項年 結第及六 果、 月  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 項法間 で当の第

> プッシュプル型換気で、有機溶剤の蒸気定する有機溶剤の濃 条及び次条におする設備又は拡切を開放します。 剤の蒸気の発散源を密閉する設備溶剤の濃度の測定を行うときは、において同じ。)に係る許可を受は装置を設置することその他の措物制措置(有機溶剤の蒸気の発散抑制措置(有機溶剤の蒸気の発散 気装置 (の測定を行うときは、12じ。) に係る許可を受 を設 け ない 、ことが では、次の発散を対していかかわれ できる。 備、 局所排気装置及 でを防止し、又は での措置を講じた の措置を講じた 設置及び上規 ででに規の ででに規の での制項

## (略)

に送気 送気マスク又はす当該発散防止抑制 有制 装置 機 ガ に ス 用 係る有機 防 毒 7 ス 溶 クを 剤業務に従 使 用 さ せること。 事 する労 働

用 当 T該請. する必 負の 要が 人有に機 対 溶 あ ï る 剤 旨 業 送気マー を 周 知 マスク又は大部を請負し させること。 有人に ガ請 スけ角 防 わ 毒マスクを せるときは 使

2

第 所溶あ該規六当十(排剤つ一定十該八局 そ 十五 該 つて、 れ 定 年六月間、な 気装置 ぞれ 局条所  $\mathcal{O}$ 所の排井二気 濃 条 同 度 次 第 を測 条間、 表 五. 気 0 第 項 装 前 置 十六条第 \_ 第 測  $\mathcal{O}$ 置 下 定 条の 項の許可な一管理区は 10 規定にかか 定による測定並びに 一型区分に区分されるこ 理区分に区分されるこ できは、次の措置を講 できは、次の措置を講 り、 であるの上欄に掲げる である。 を 項 定 規 に 第 稼 欄 働 る項の 作の特 る ľ 項 が該 八条過 御 たに規 風 型 継評条第 去 続価の 速 式 定す で、 に L  $\mathcal{O}$ 項年 で 応じ当 た 結 第 及六 当該局機に場外の活動を表現の場合で活動を表現の場合では、当ののでは、 働  $\mathcal{C}_{k}$ 月 て、該 項法間 せ

| 3 (略)                         | 3 (略)                            |
|-------------------------------|----------------------------------|
|                               | V.                               |
| ない。                           | 呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならな    |
| る旨を周知させなければな                  | 用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き    |
| きは、当該請負人に対し、送気マスク又は           | 請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス    |
| ずれかに掲げる業務の一部を請負人              | 2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に   |
| 一~七 (略)                       | 一 一 ~ 七 ( 略 )                    |
|                               | アン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。         |
| は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない。     | 有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動フ    |
| 従事させるときは、当該業                  | を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク、    |
| 号のいずれかに掲げる業務に労                | 第三十三条   事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者 |
| (送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用)        | (呼吸用保護具の使用)                      |
|                               |                                  |
| 2 (略)                         | 2 (略)                            |
|                               | 用する必要がある旨を周知させること。               |
| 用する必要がある旨を周知させること。            | 機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使     |
| 対し、                           | 当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有     |
| 三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、 | 三 前号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、    |
|                               | 有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。        |
| 気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。     | 気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を     |
| 二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送 | 二 当該局所排気装置に係る有機溶剤業務に従事する労働者に送    |
| 一 (略)                         | 一 (略)                            |
| ることができる。                      | ことができる。                          |